

ボイラー及び圧力容器取扱規則を次のように定める。

昭和 49 年 4 月 19 日

陸上幕僚長 陸将 曲 寿郎

ボイラー及び圧力容器取扱規則

改正 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号 昭和 59 年 5 月 15 日達第 83—6—1 号
平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号 平成 2 年 2 月 21 日達第 83—6—2 号
平成 6 年 3 月 16 日達第 83—6—3 号 平成 9 年 1 月 17 日達第 122—132 号
平成 10 年 3 月 20 日達第 122—139 号 平成 12 年 3 月 27 日達第 122—155 号
平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号 平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号
平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号
平成 27 年 10 月 1 日達第 83—6—4 号 平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号
令和 4 年 3 月 31 日達第 83—6—5 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 ボイラー（第 4 条—第 23 条）

第 3 章 圧力容器（第 24 条—第 32 条）

第 4 章 検査（第 33 条—第 43 条）

第 5 章 雑則（第 44 条—第 47 条）

附則

別紙第 1 配管の色別

別紙第 2 ボイラー点検項目表

別紙第 3 ボイラー水の標準値

別紙第 4 検査の区分

別紙第 5 諸帳票の保存期間

別紙第 6 ボイラー圧力容器検査証

別紙第 7 修繕（変更）に関する申請書

別紙第 8 ボイラー・圧力容器の検査結果通知（報告）書

別紙第 9 ボイラー台帳

別紙第 10 ボイラー維持管理年報

別紙第 11 ボイラー・圧力容器検査結果報告書

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊の駐屯地（市ヶ谷駐屯地を除く。）、演習場、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部（以下「駐屯地等」という。）におけるボイラー及び圧力容器の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号、以下「令」という。）第1条第3号に掲げるものをいう。
- (2) 「小型ボイラー」とは、令第1条第4号に掲げるものをいう。
- (3) 「圧力容器」とは、第一種圧力容器並びにライスボイラー及びロールプレス機をいう。
- (4) 「第一種圧力容器」とは、令第1条第5号に掲げるものをいう。
- (5) 「小型圧力容器」とは、令第1条第6号に掲げるものをいう。
- (6) 「最高使用圧力」とは、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号、以下「安全規則」という。）第1条第6号に掲げるものをいう。
- (7) 「伝熱面積」とは安全規則第2条に掲げるものをいう。
- (8) 「業務隊長等」とは、駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長）、自衛隊中央病院長並びに装備品等のボイラー及び圧力容器を保有する部隊等の長をいう。
- (9) 「ボイラー使用責任者」とは、ボイラーを使用する業務隊長等及び自衛隊地方協力本部長をいう。
- (10) 「圧力容器使用責任者」とは、圧力容器を使用する業務隊長等をいう。

(規格)

第3条 ボイラー及び圧力容器は、ボイラー構造規格（平成15年厚生労働省告示第197号）、圧力容器構造規格（平成15年厚生労働省告示第196号）又は小型ボイラー構造規格及び小型圧力容器構造規格（昭和50年労働省告示第84号）に定める要件を具備したものでなければならない。ただし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける圧力容器は、同法に基づく容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）に定めるところによるものとする。

第2章 ボイラー

第1節 設置

(設置等に伴う手続等)

第4条 業務隊長等は、ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置した場合、別紙第4に定める落成検査を受けなければならない。

2 業務隊長等は、前項の検査に合格しなければ、当該ボイラーを使用してはならな

い。

- 3 業務隊長等は、ボイラーを移設しようとする場合には、あらかじめ順序を経て陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

(設置場所)

第5条 ボイラー（移動式ボイラー、屋外式ボイラー、小型ボイラー及び伝熱面積が3㎡以下のボイラーを除く。）は、専用の建物又は建物の中の障壁で区画された場所（以下「ボイラー室」という。）に設置しなければならない。

(ボイラー室の出入口)

第6条 ボイラー室には、2か所以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラー取扱者が緊急の場合に避難するのに支障がないと、方面総監が認めたボイラー室にあっては、この限りでない。

(ボイラーの据付位置)

第7条 ボイラーの最上部から天井、配管、その他ボイラーの上部にある構造物までの距離は1.2m以上としなければならない。ただし、安全弁、その他の附属品の検査及び取扱いに支障がないときは、この限りでない。

- 2 本体を被覆していないボイラー又は立てボイラーにあっては、前項によるほか、ボイラーの外壁から壁、配管、その他のボイラーの側部にある構造物（検査及び掃除に支障のない物を除く。）までの距離が0.45m（胴の内径が500mm以下で、かつ、その長さが1,000mm以下のボイラーにあっては0.3m）以上でなければならない。

(ボイラーと可燃物との距離)

第8条 ボイラー及びボイラーに付設された金属性の煙突又は煙道の外側から0.15m以内にある可燃性の物は金属以外の不燃性の材料で被覆しなければならない。ただし、ボイラー及びボイラーに付設された金属性の煙突又は煙道が厚さ100mm以上の金属以外の不燃性の材料で被覆されている場合は、この限りでない。

- 2 ボイラー室、その他のボイラー設置場所に燃料を貯蔵するときは、これをボイラーの外側から2m（固体燃料にあっては1.2m）以上離さなければならない。ただし、ボイラーと燃料又は燃料タンクとの間に適当な障壁を設ける等防火の措置を講じた場合はこの限りでない。

第2節 管理

(取扱い等の資格)

第9条 ボイラー使用責任者は次の表に掲げるボイラーの区分に応じた取扱資格に該当する者（以下「ボイラー取扱者」という。）でなければボイラーを取り扱わせてはならない。

ボイラーの区分	取扱資格
ボイラー	安全規則第 97 条に定める特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士の免許を取得した者又は安全規則第 122 条に定めるボイラー取扱技能講習を終了した者で、方面総監がこれらと同等以上の技能を有する者と認定した者（以下「ボイラー技士等」という。）
令第 1 条第 3 号イからへまでに掲げるボイラー	1 ボイラー技士等 2 安全規則第 122 条に定めるボイラー取扱技能講習を終了した者、又は方面総監が実施するこれと同等の講習を終了した者（以下「ボイラー技能者等」という。）
小型ボイラー	1 ボイラー技士等 2 ボイラー技能者等 3 ボイラーの取扱いに関する特別教育を終了した者

2 業務隊長等は、安全規則第 113 条に定めるボイラー整備士免許を取得した者、又は方面総監が、ボイラー整備士と同等以上の技能を有する者として認定した者（以下「ボイラー整備士等」という。）でなければ、ボイラーの性能維持又は復元等の整備業務を行わせてはならない。

3 業務隊長等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の溶接の業務を行う場合は、安全規則第 9 条に定める特別ボイラー溶接士の免許を取得した者（以下「特別ボイラー溶接士」という。）でなければ溶接させてはならない。ただし溶接部の厚さが 25mm 以下、又は管台、フランジ等を取り付ける溶接の業務を行う場合は、安全規則第 9 条に定める普通ボイラー溶接士の免許を取得した者（以下「普通ボイラー溶接士」という。）に行わせることができる。

4 前項の規定は、自動溶接機により溶接を行わせる場合、管（主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を行わせる場合には適用しない。

5 小型ボイラーの取扱いに関する特別教育は、次の各号に掲げるところを基準として、業務隊長等が実施するものとする。

なお、特別教育に関する科目等の記録を整備しておくものとする。

- (1) ボイラーの構造及び附属品について 4 時間以上
- (2) 燃料及び燃焼について 2 時間以上
- (3) 関係法令について 1 時間以上
- (4) 小型ボイラーの運転及び保守について 3 時間以上
- (5) 小型ボイラーの点検方法について 1 時間以上

(ボイラー取扱作業主任者の任命)

第 10 条 ボイラー使用責任者は、ボイラーを設置した場所ごとに次表に示す区分に従い、それぞれの資格者から適任者を選定し、ボイラー取扱作業主任者に任命するものとする。ただし、同一駐屯地（分屯地を除く。）内又は同一分屯地内に 2 か所以上のボイラーが設置されている場合で、安全取扱い上支障がないと認めるときは 2 か所以上のボイラー取扱作業主任者を兼ねさせることができる。

区 分	ボイラー取扱作業主任者の資格
取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500 m ² 以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱作業	特級ボイラー技士の免許を取得した者、又は一級ボイラー技士の免許を取得した者で、方面総監がこれと同等と認定した者（以下「特級ボイラー技士等」という。）
取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 m ² 以上 500 m ² 未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、伝熱面積の合計が 500 m ² 以上の場合を含む。）における当該ボイラーの取扱作業	1 特級ボイラー技士等 2 一級ボイラー技士の免許を取得した者、又は二級ボイラー技士の免許を取得した者で、方面総監がこれと同等と認定した者（以下「一級ボイラー技士等」という。）
取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 m ² 未満の場合における当該ボイラーの取扱作業	1 特級ボイラー技士等 2 一級ボイラー技士等 3 二級ボイラー技士の免許を取得した者
令第 1 条第 3 号イからへまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱作業	1 ボイラー技士等 2 ボイラー技能者等
小型ボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱作業	1 ボイラー技士等 2 ボイラー技能者等 3 特別教育を終了した者

(ボイラー取扱作業主任者の職務)

第 11 条 ボイラー使用責任者は、ボイラー取扱作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
- (2) 急激な負荷の変動を与えないように努めること。
- (3) 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- (4) 安全弁の機能の保持に努めること。

- (5) 1日1回以上水面測定装置の機能を点検すること。
 - (6) 適宜吹出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
 - (7) 給水装置の機能の保持に努めること。
 - (8) 自動制御装置を点検し、調整すること。
 - (9) ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。
 - (10) ボイラーから排出されるばい煙の測定濃度、排出ガス中に含まれる酸素の測定濃度及びボイラー取扱中における異状の有無をボイラー運転日誌に記録すること。
 - (11) ボイラー取扱者の勤務割当の適正及び勤務内容の確認に関すること。
 - (12) ボイラー取扱者の教育訓練に関すること。
- 2 ボイラー取扱作業主任者は、業務隊長等及び通信所長の定めるところにより、蒸気の取扱いに関して圧力容器取扱作業主任者を指導するものとする。
- 3 液体燃料を使用するボイラーの取扱作業主任者は、燃料の貯蔵及び取扱設備の機能保持並びに安全管理に努めなければならない。

(付属品の管理)

第12条 業務隊長等は、次の各号に掲げるところによりボイラーの附属品を管理しなければならない。

- (1) 安全弁は最高使用圧力以下で作動するように調整すること。ただし、安全弁が2個以上ある場合に1個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の3%増以下で作動するように調整することができる。
- (2) 圧力計等(温水ボイラー用水高計を含む。以下この条において同じ。)は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、その内部が凍結し、又は80℃以上の温度にならない措置を講ずること。
- (3) 圧力計等の目盛りには、当該ボイラーの最高使用圧力を示す位置に見やすい表示をすること。
- (4) 圧力計等は、1年に1回定期的に機能を検査し、その結果を記録しておくこと。
- (5) 加熱器用安全弁は、胴の安全弁より先に作動するように調整し、かつ6か月に1回以上弁及び弁台の点検を行うこと。
- (6) 逃がし管は、凍結防止の措置を講ずること。
- (7) 蒸気ボイラーの常用水位は、ガラス水面計又はこれに接近した位置に現在水位と比較することができるように表示すること。
- (8) 燃焼ガスに触れる給水管、吹出し管及び水面測定装置の連絡管は、耐熱材料で防護すること。
- (9) 温水ボイラーの返り管は、凍結防止の措置を講ずること。

(ボイラー室等の管理)

第 13 条 業務隊長等は、次の各号に掲げるところにより、ボイラー室等を管理するものとする。

- (1) ボイラー室、その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (2) ボイラー室には、特に必要があると認める場合のほか、引火しやすい物を持ち込ませないこと。
- (3) ボイラー室には、水面計のガラス管、パッキン、その他必要な予備品及び修繕用工具類を備えておくこと。
- (4) ボイラー検査証(別紙第 6)並びにボイラー取扱者の資格、階級及び氏名をボイラー室、その他のボイラー設置場所の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 移動式ボイラーにあつては、ボイラー検査証又はその写しをボイラー取扱作業主任者に所持させること。
- (6) ボイラー室の各配管には、見やすい箇所に別紙第 1 に定める色別により流れの方向を矢印等で表示するとともに、蒸気等の配管図をボイラー室に掲示しておくこと。

(ボイラーの排ガスの監視等)

第 14 条 業務隊長等は、煙突からの排ガスの排出状況を観測するための窓をボイラー室に設置する等、ボイラー取扱作業主任者が正常な燃焼の点検を容易に監視することができるよう措置しなければならない。

- 2 業務隊長等は、ボイラーから排出されるばい煙による障害を予防するため、関係施設及び燃焼方法の改善、その他必要な措置を講ずることにより、ばい煙を排出しないように努めなければならない。

(月例点検)

第 15 条 業務隊長等は、ボイラーの使用開始時及びその後毎月 1 回別紙第 2 に掲げる項目について点検し、その結果を記録しておくものとする。

- 2 業務隊長等は、前項の点検の結果、異状を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

(ボイラー又は煙道の内部に入るときの措置)

第 16 条 ボイラー取扱作業主任者は、作業員が掃除又は修繕等のため、ボイラー(燃焼室を含む。以下この条において同じ。)又は煙道の内部に入る場合は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) ボイラー又は煙道を冷却し、内部の換気を行うこと。
- (2) ボイラー又は煙道の内部で使用する移動電線はキャブタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用させ、かつ、移動電灯はガ

ードを有するものを使用させること。

- (3) 使用中の他のボイラーとの管連絡を確実に遮断し、かつ、遮断箇所及びマンホール等に「内部で作業中」の表示板を掲げること。

(修繕又は変更)

第 17 条 業務隊長等は、ボイラーの部分又は設備を修繕し、又は変更しようとするときは、次の各号に定めるところにより、その都度陸上幕僚長又は方面総監に申請（様式別紙第 7）し、その承認を受けるものとする。

- (1) 陸上幕僚長の承認を要するもの

ア 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井板、管板、管寄せ、ステー（スモールステーを除く。）の修繕又は変更

イ 燃焼方式の変更

- (2) 方面総監の承認を要するもの

ア 附属設備の変更

イ 貫流ボイラーの加熱管の取替え

ウ 据付け基礎（ケワニボイラー、立てボイラーを除く。）の変更

エ 水管ボイラーの水管の取替え

(ボイラー運転日誌)

第 18 条 ボイラー取扱作業主任者は、ボイラーを運転したときは、ボイラー運転日誌に、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 第 46 条第 1 号に定めるボイラー維持管理年報に記載すべき項目
- (2) 実施した作業項目及び内容
- (3) ばい煙濃度の測定結果
- (4) 排出ガス中に含まれる酸素濃度の測定結果
- (5) 発見した異状項目
- (6) その他必要な項目

第 3 節 熱管理

(ふん焼)

第 19 条 ボイラーの点火を行う者は、ダンパーの調子を点検し、燃焼及び煙道の内部を十分換気した後に点火を行わなければならない。

- 2 炭酸ガス計、排ガス温度計等の熱管理計器を有するボイラーを管理するボイラー取扱作業主任者は、当該ボイラーの効率が最も良い状態になるように、各管理計器の示度を定めふん焼させるものとする。

(吹出し)

第 20 条 ボイラーの吹出しを行う者は、1人で同時に 2 以上のボイラーの吹出しを行ってはならない。また吹出しを行う間は、他の作業を行ってはならない。

- 2 蒸気ボイラーの 1 回の吹出し量は、当該ボイラーに給水した量の 10% 以下を基

準とする。

(すす吹き)

第 21 条 すず吹き装置を有するボイラーは、業務隊長等の定めるところによりすす吹きを実施するものとする。

2 すず吹きは、蒸気負荷の最も軽い時期に、ドレーンを完全に除去した蒸気で行うものとする。

(酸洗い)

第 22 条 酸洗いを実施するボイラーは、貫流ボイラー及び内部掃除の困難なボイラーとする。

2 酸洗いは、貫流ボイラーにあつては、2年に1回を標準とし、貫流ボイラー以外のボイラーにあつては、缶石の成分とその付着状況等を考慮して方面総監が指示するものとする。

(ボイラー水の処理)

第 23 条 ボイラー取扱作業主任者は、ボイラー水を別紙第 3 に定める標準値に適合するよう処理するものとする。

2 前項の水処理に使用する清缶剤の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 貫流ボイラーに使用する場合

ア 給水中によく溶解し、かつ、缶石の防止及び防食効果が大きい液状のもの。

イ 使用量は、基礎投入量のほか、ボイラー型式及び水質等を勘案した量とすること。

ウ 毒性の許容量は、シアン化合物にあつては定性分析の結果が陰性であり、砒(ひ)素化合物にあつては砒素分が 15ppm 以下であるもの。

(2) 前号以外の蒸気ボイラーに使用する場合

ア 季節に起因する水質の変化に適合するものであり、かつ、缶石の防止及び防食効果が大きいもの

イ 無機化学薬品であつて、ボイラー用給水及びボイラー水に容易に溶解する純白色。粉末状で、かつ、成形しないもの又は無色の液状のもの。

ウ 使用量は、前号イに同じ。

エ 毒性の許容量は前号ウに同じ。

第 3 章 圧力容器

(設置等に伴う手続等)

第 24 条 業務隊長等は、圧力容器（移動式圧力容器を除く。）を設置した場合には、別紙第 4 に定める落成検査を受けなければならない。

2 業務隊長等は、前項の検査に合格しなければ、当該圧力容器を使用してはならない。

(据付位置)

第 25 条 圧力容器は取扱い、検査及び掃除に支障がない位置に設置しなければならない。

2 第 8 条の規定は、直火式第一種圧力容器について準用する。

(取扱い等の資格)

第 26 条 圧力容器使用責任者は、ボイラー技士等又は圧力容器の取扱いに関する特別教育を受けた者（以下「圧力容器取扱者」という。）でなければ、圧力容器を取り扱わせてはならない。

2 補給処長及び業務隊長等は、ボイラー整備士等又は圧力容器の整備に関する資格認定を受けた者でなければ、圧力容器の整備業務を行わせてはならない。

3 補給処長又は業務隊長等は、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を応じない部分の溶接を除く。）業務を行う場合は、特別ボイラー溶接士に溶接させなければならない。ただし、溶接部の厚さが 25mm 以下又は管台、フランジ等を取り付ける溶接の業務を行う場合は普通ボイラー溶接士に行わせることができる。

4 圧力容器の取扱いに関する特別教育は、次の各号に掲げる基準により業務隊長等が実施するものとする。なお、特別教育に関する科目等の記録を整備しておくものとする。

(1) 熱及び蒸気に関する基礎概要について 2 時間以上

(2) 圧力容器の構造及び取扱法について 4 時間以上

(3) 圧力容器の保守整備について 2 時間以上

(4) 圧力容器の点検について 1 時間以上

(5) 圧力容器に対する配管関係について 1 時間以上

(6) 関係法令について 2 時間以上

5 第 2 項に規定する圧力容器の整備に関する資格認定は、次の各号に掲げるところにより補給処長又は業務隊長等が実施するものとする。

(1) 内容積が 1 m³ 以上の圧力容器の整備作業で 6 か月以上の経験を有する者

(2) 第一種圧力容器の整備作業で 6 か月以上の経験を有する者

(圧力容器取扱作業主任者の任命)

第 27 条 圧力容器使用責任者は、圧力容器を設置した場所ごとに、圧力容器取扱者のうちから、適任者を選定し、圧力容器取扱作業主任者に任命するものとする。ただし同一駐屯地（分屯地を除く。）内又は同一分屯地内に 2 か所以上の圧力容器が設置されている場合で安全取扱い上支障がないと認めるときは、2 か所以上の圧力容器取扱作業主任者を兼ねさせることができる。

(圧力容器取扱作業主任者の職務)

第 28 条 圧力容器使用責任者は、圧力容器取扱作業主任者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- (2) 安全弁の機能の保持に努めること。
- (3) 圧力容器について異状を認めたときは直ちに必要な措置を講じること。
- (4) 圧力容器取扱者の教育訓練に関すること。

2 圧力容器取扱作業主任者は、業務隊長等及び通信所長の定めるところにより、蒸気の取扱いに関してボイラー取扱作業主任者の指導を受けるものとする。

(附属品の管理)

第 29 条 業務隊長等は、次の各号に掲げるところにより圧力容器の附属品を管理しなければならない。

- (1) 安全弁は最高使用圧力以下で作動するように調整すること。ただし、安全弁が 2 個以上ある場合において、1 個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の 3 % 増以下で作動するように調整することができる。
- (2) 圧力計は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、内部が凍結し、又は 80℃ 以上の温度にならない措置を講ずること。
- (3) 圧力計の目盛りには、当該圧力容器の最高使用圧力を示す位置に見やすい表示をすること。
- (4) 圧力計は 1 年に 1 回定期的に機能を検査し、その結果を記録しておくこと。

(設置場所の管理等)

第 30 条 業務隊長等は、次の各号に掲げるところにより圧力容器の設置場所を管理するものとする。

- (1) 圧力容器設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (2) 圧力容器検査証(別紙第 6)並びに圧力容器取扱者の階級及び氏名を圧力容器設置場所の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 圧力容器設置場所の各配置には、見やすい箇所に別紙第 1 に掲げる色別により流れの方向を矢印等で表示すること。

(月例点検)

第 31 条 業務隊長等は、第一種圧力容器の使用開始時及びその後毎月 1 回次の各号に掲げる項目について点検し、その結果を記録しておくものとする。

- (1) 本体の損傷の有無
- (2) ふたの締付けボルトの摩耗の有無
- (3) 管及び弁の損傷の有無

2 業務隊長等は前項の点検結果、異状を認めた場合は補修その他の必要な措置を講じなければならない。

(圧力容器の内部に入るときの措置)

第 32 条 圧力容器取扱作業主任者は、作業員が掃除又は修繕等のため圧力容器の内部に入る場合は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 圧力容器を冷却すること。
- (2) 圧力容器の内部の換気を行うこと。
- (3) 圧力容器の内部で使用する移動電線は、キャブタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用させ、かつ、移動電灯はガードを有するものを使用させること。
- (4) 使用中のボイラー又は他の圧力容器との管連絡を確実に遮断し、かつ、「内部で作業中」の表示板を掲げること。

第 4 章 検査

(検査の区分)

第 33 条 ボイラー及び圧力容器の検査区分は、別紙第 4 に定めるとおりとする。

- 2 自衛隊中央病院長の管理するボイラー及び圧力容器の検査は、東部方面総監が実施するものとする。

(検査の基準)

第 34 条 ボイラー及び圧力容器の検査は、別に示す検査基準により実施するものとする。

(ボイラー検査官)

第 35 条 方面総監は、陸上幕僚長がボイラー検査官としての資格を付与した者で、かつ 6 か月以上のボイラー及び圧力容器の検査実習経験を有する者のうちからボイラー検査官を任命するものとする。

- 2 ボイラー検査官は、方面総監の命ずるところにより、ボイラー及び圧力容器の検査を実施するものとする。
- 3 圧力容器のみを検査対象に限定する検査官にあつては、第 1 項の検査実習経験は圧力容器のみとする。

(ボイラー検査官の権限)

第 36 条 ボイラー検査官は、ボイラー及び圧力容器の検査のため、必要な事項について業務隊長等に要求することができる。

- 2 前項の要求を受けた業務隊長等は、特に支障がない限り協力するものとする。

(落成検査)

第 37 条 方面総監は、ボイラー又は圧力容器について別紙第 4 に定める落成検査を実施し、合格と判定した場合は、当該ボイラー又は圧力容器の有効期間を記載した検査証を当該業務隊長等に交付するものとする。この場合の有効期間は 1 年とする。

(性能検査)

第 38 条 業務隊長等は、前条に定める有効期間を経過したボイラー又は第一種圧力容器について別紙第 4 に定める性能検査を受けなければならない。

2 ボイラー検査官は、ボイラー又は第一種圧力容器について別紙第 4 に定める性能検査を実施し、合格と判定したときは、検査証に当該ボイラー又は圧力容器の有効期間を記入するものとする。この場合、有効期間は、通常 1 年以内とする。ただし、特に安全上支障がないと認めるときは、2 年以内にする事ができる。

3 業務隊長等及び自衛隊地方協力本部長は、有効期間を経過したボイラー又は第一種圧力容器を使用してはならない。

(修繕(変更)検査)

第 39 条 業務隊長等は、ボイラー又は圧力容器について、次の各号に掲げる修繕又は変更工事を実施した場合は別紙第 4 に掲げる修繕(変更)検査を受けなければならない。

(1) 第 17 条の規定により、ボイラーを修繕又は変更した場合

(2) 第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。)の胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーを修繕又は変更した場合

(3) 圧力容器の安全弁又は減圧弁を修繕又は変更した場合

(4) 前 3 号に定めるほか、方面総監が必要と認める修繕(変更)工事を実施した場合

(定期検査)

第 39 条の 2 業務隊長等は、ライスボイラー、ロールプレス機又は小型圧力容器について別紙第 4 に定める定期検査を受けなければならない。

2 前項の定期検査を実施したボイラー検査官は、合格と判断したときは検査証又は履歴簿に有効期間を記入するものとする。この場合、有効期間は、通常 1 年以内とする。ただし、特に安全上支障がないと認めるときは、2 年以内にする事ができる。

3 業務隊長等は、有効期間を経過したライスボイラー、ロールプレス機又は小型圧力容器を使用してはならない。

(廃止等認定検査)

第 40 条 業務隊長等は、性能検査の結果不合格と判定されたボイラー(小型ボイラーを除く。)を用途廃止し又は移設し他の用途に使用しようとするときは、あらかじめ別紙第 4 に定める廃止等認定検査を受けた後、所要の手続を行うものとする。

(検査の立会等)

第 41 条 業務隊長等又は自衛隊地方協力本部長はボイラー又は圧力容器の検査を受ける場合は、検査に必要な準備を整え、ボイラー又は圧力容器取扱作業主任者を立会させなければならない。

(検査結果の通知)

第 42 条 方面総監は、ボイラー又は第一種圧力容器の検査を実施したときは、その結果を速やかに別紙第 8 により業務隊長等及び自衛隊地方協力本部長に通知するものとする。

(検査の実施が困難な場合の処置)

第 43 条 方面総監は、第 38 条から第 40 条までに定める検査を実施することが困難と認めるときは陸上幕僚長に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 44 条 次の各号に掲げる圧力容器については、当該各号に掲げるこの達の規定は適用しない。

- (1) 高压ガス保安法の適用を受けるものについては第 24 条、第 31 条及び第 33 条から第 43 条まで。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受ける第一種圧力容器については第 24 条、第 31 条及び第 33 条から第 43 条まで。
- (3) 衛生器材の第一種圧力容器のうち小型圧力容器に該当するものについては、第 33 条から第 43 条まで。

(台帳等の備付)

第 45 条 業務隊長等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。）については、ボイラー明細書、溶接明細書（溶接ボイラーの場合のみ）及び図面を備え付け、圧力容器（小型圧力容器を除く。）については、圧力容器明細書、溶接明細書又は、耐圧証明書及び図面を陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第 71—4 号（52. 12. 24））第 34 条に定める履歴簿に添付しておくものとする。

- 2 方面総監は、ボイラー台帳（別紙第 9）を備え付けて整備するとともに、当該年度に新設したボイラー（地方防衛局長又は地方防衛支局長から供用を受けたものを含む。）に係るボイラー台帳の写しを、年度終了後 30 日以内に、陸上幕僚長に送付するものとする。（施定第 1 号）

(報告)

第 46 条 方面総監は、次の各号に掲げるところにより陸上幕僚長に報告するものとする。

- (1) ボイラーの維持管理について、毎年ボイラー維持管理年報（別紙第 10）を当該年度終了後 30 日以内（施定第 2 号）
- (2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査について毎年ボイラー・圧力容器検査結果報告書（別紙第 11）を当該年度終了後 30 日以内

ただし、性能検査の結果不合格と判定したものについては、その都度ボイラー・圧力容器の検査結果通知（報告）書（別紙第 8）により判定後 30 日以内（施定第 3 号）

（諸帳票の保存期間等）

第 47 条 この達に定める諸帳票の保存期間は、別紙第 5 に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この達は昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 ボイラー施設取扱規則（陸上自衛隊達第 83—3 号）は廃止する。
- 3 この達施行の際、既にボイラー施設検査官としての資格を付与された者は、この達に定めるボイラー検査官としての資格を付与された者とみなす。
- 4 この達施行の際、現にボイラー又は圧力容器を 1 か月以上取り扱っている者は、第 9 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定による方面総監が実施する講習又は業務隊長等が実施する特別教育を終了した者とみなす。
- 5 この達施行の際、現にボイラー又は圧力容器の整備業務を 6 か月以上行っている者は第 9 条第 2 項又は第 26 条第 2 項の規定による方面総監補給処長又は業務隊長等が認定した者とみなす。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 59 年 5 月 15 日陸上自衛隊達第 83—6—1 号）

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 2 年 2 月 21 日陸上自衛隊達第 83—6—2 号）

この達は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 16 日陸上自衛隊達第 83—6—3 号）

この達は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122—132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—139 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—155 号）

- 1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の給水施設取扱規則第 3 条、電気施設取扱規則第 1 条、消防に関する達第 1 条及びボイラー及び圧力容器取扱規則第 1 条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）（抄）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 83—6—4 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 83—6—5 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1（第13条、第30条関係）

配管の色別

配管の種類	色別
蒸気管	だいだい色
給水管	青色
排水管	緑色
給湯管	桃色
返り管	茶色
通気管又は排気管	淡緑色

ボイラー点検項目表

項	目	点 検 事 項
ボイラー本体		損傷の有無
燃 焼 装 置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナー	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナー	詰まり又は損傷の有無
	バーナータイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	煙道	漏れ、その他の損傷の有無及び通風圧の異状の有無
自動制御装置	起動及び停止の装置、火災検出装置、燃料遮断装置、水位調節装置並びに圧力調節装置	機能の異状の有無
	電気配線	端子の異状の有無
附属装置及び附属品	給水装置	損傷の有無及び作動の状態
	蒸気管及びこれに附属する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異状の有無

別紙第3 (第23条関係)

ボイラーの水の標準値

項目	標準値	備考
PH	11.0~11.8	この表の値は、蒸気発生中のボイラーで清缶剤投入 120 分後の測定値とする。
Mアルカリ度 CaCO_3	100~800ppm	
Pアルカリ度 CaCO_3	80~600ppm	
全固形分	2,500ppm 以下	
塩素イオン Cl^-	400ppm 以下	
りん酸イオン PO_4 ……	20~40ppm	

別紙第4（第4条、第24条、第33条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条関係）
 検 査 の 区 分

検査の種類	目 的	内 容	実施者	実施する場合	摘 要
落成検査	<p>ボイラー圧力容器に附属品等を設置して、総合的機能の良否を判定し、使用開始を認めるか否かを決定する。</p>	<p>設置工事が正しく行われたか。附属品は第3条の規定によって、取り付けられているか等进行检查する。</p>	<p>方面総監</p>	<p>ボイラー圧力容器を設置後初めて使用しようとする場合</p>	<p>1 次の各号に示すものは、検査を省略することができる。 (1) 地方防衛局長又は地方防衛支局長から供用を受けたボイラー圧力容器 (2) 防衛装備庁調達にかかわる移動式ボイラー 2 小型ボイラー及び圧力容器については、業務隊長等に命じて検査させることができる。 3 前2項による場合は、検査証の記事欄にその旨を記載する。</p>
性能検査	<p>ボイラー第一種圧力容器が第3条の規定に合致するよう維持されているか否かを判定し、引き続き一定期間使用できるか否かを決定する。</p>	<p>ボイラー第一種圧力容器の変形の有無、損耗状況等进行检查する。 なお、細部は、ボイラー第一種圧力容器検査基準による。</p>	<p>方面総監</p>	<p>落成検査に合格した月から通常12か月目ごと</p>	<p>維持上特に必要な事項は、検査証の記事欄に記入する。</p>

<p>修繕（変更） 検査</p>	<p>ボイラー圧力容器が第3条の規定に基づいて、修繕又は変更が行われた否かを検査し、修繕又は変更後所定の性能を維持するか否かを判定する。</p>	<p>修繕又は変更の内容区分に応じて、検査の実施者が指示する。</p>	<p>方面総監</p>	<p>修繕又は変更工事が完了した場合</p>	<p>1 小型ボイラー及び圧力容器については、業務隊長等に命じて検査させることができる。 2 地方防衛局長又は地方防衛支局長が修繕又は変更工事を実施した場合は、省略することができる。</p>
<p>定期検査</p>	<p>ライスボイラー、ロールプレス機又は小型圧力容器が、引き続き一定期間使用できるか否かを決定する。</p>	<p>第31条第1項各号に掲げる事項について検査する。</p>	<p>方面総監</p>	<p>落成検査に合格した月から通常12か月目ごと。</p>	<p>1 業務隊長等に命じて検査させることができる。 2 維持上特に必要な事項は、検査証又は履歴簿の記事欄に記入する。</p>
<p>廃止等認定 検査</p>	<p>ボイラーを用途廃止して取り壊すか、又は移設して他の目的に使用するかを判定する。</p>	<p>性能検査に準ずる。</p>	<p>方面総監</p>	<p>用途廃止等を行う場合</p>	

別紙第5（第47条関係）

諸 帳 票 の 保 存 期 間

帳 票 の 種 類	保 存 期 間
ボイラー維持管理年報	当該年度経過後 1 年間
ボイラー・圧力容器検査結果報告書	
ボイラー圧力容器特別教育記録	当該年度経過後 3 年間
圧力計定期検査記録	
ボイラー圧力容器月例点検記録	
修繕（変更）に関する申請書	
ボイラー・圧力容器の検査結果通知（報告）書	
検 査 証	当該ボイラー・圧力容器 が用途廃止又は不用決定されるまで
ボイラー台帳	
ボイラー明細書及び図面	
圧力容器明細書	
溶接明細書	
耐圧証明書	

(表 面)

ボ イ ラ 一 器 検 査 証

第 号

駐屯地等の名称		刻 印 番 号	
種 類		伝熱面積又は内容積	m ² ・m
最高使用圧力	kg/cm ² ・m	燃 料	
有 効 期 間	検 査 官	有 効 期 間	検 査 官
令和 年 月 ~ 年 月		令和 年 月 ~ 年 月	
令和 年 月 ~ 年 月		令和 年 月 ~ 年 月	
令和 年 月 ~ 年 月		令和 年 月 ~ 年 月	
令和 年 月 ~ 年 月		令和 年 月 ~ 年 月	

令和 年 月 日

発行者

(裏 面)

日 付	記 事 欄	検 査 官
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

寸法：日本産業規格A 4

(注) 紙質は上質紙

別紙第7 (第17条関係)

発簡番号 第 号

発簡年月日

発簡者

宛先

修繕 (変更) に関する申請書

駐屯地等		ボイラー型式及び 刻印番号	
工事の概要			
修繕又は変更 しようとする 理由			
施工予定 業者名			
工 事	施工予定期日	完了予定期日	概算金額
意見			

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 この申請書の別添として、必要により、仕様書、設計図を添付する。
- 2 意見の欄は、方面総監又は業務隊長等が記入する。

別紙第8（第42条、第46条関係）

発簡番号 第 号

発簡年月日

発簡者

宛先

ボイラー・圧力容器の検査結果通知（報告）書

ボイラー・圧力容器の 種類及び型式		検査の種類	
検査の場所		検査証の番号	
認定最高使用圧力	kg/cm ² ・m	水圧試験圧力	kg/cm ² ・m
検査官氏名		検査年月日	
判定	合格・条件付合格・不合格 (指示事項)	有効期間	年 月から 年 月まで

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 判定欄は該当事項を○印で囲む。
- 2 条件付合格には、再検査を含むものとし、再検査を要するものにあつては指示事項欄にその旨記入する。
- 3 第46条第2号ただし書により方面総監が陸上幕僚長への報告に使用する場合は、不合格となった理由を指示事項の欄に記入する。

別紙第9 (第45条関係)

検査証		第 号			(表 面)							
		年 月 日交付			ボ イ ラ ー 台 帳							
駐 (分) 屯地名					ボ イ ラ ー 室		幅 m 奥行 m		高さ m	構造		
使用目的		構造又は再使用検査の刻印					煙 突	頂上径 mm		高さ m		
型式及び財産区分		最 高 使 用 圧 力					kg/cm ² ・m		最大蒸発量	t/h		
ボ イ ラ ー の 構 造	伝 熱 面 積					m ²		マンホール		mm× mm	個	
	火 格 子 面 積					m ²		マンホール、掃除穴 又は 検 査 穴		掃 除 穴		個
	銅 製 ボ イ ラ ー	胴	最大内径				mm		煙 管		本 mmφ× mm(厚さ)× m(長さ)	
			長 さ				mm		水 管		降 水 管 本 mmφ× mm(厚さ)× m(長さ)	
			板 厚				mm		管 寄 せ		蒸 発 管 本 mmφ× mm(厚さ)× m(長さ)	
	鏡板又は管板	形 状						管 寄 せ		形 状		
		板 厚				mm		過 熱 器		内径又は内法		mm
		形 状						節 炭 器		形・管の内径		φ mm
	炉筒又は火室	最大内径		mm	板 厚		mm	安全弁又は逃し弁		式 形 mmφ		個
		有効最大長		mm	長 さ		mm	水面測定装置		ガラス水面計		個 験水コック
		ス テ ー		()		ステー 取付方法		自動制御装置の概要				
	胴の長手接手	種 類						設置年月				
		効 率						製造年月				
		材 料						製造者名				
	鑄鉄製ボイラー	セクション数						燃 料				
組合せ後の寸法		幅	奥 行	高 さ			燃 焼 方 式					
		m	m	m			熱管理計器及び その他の事項					
給 水 装 置												
給 水 加 熱 器												
空 気 予 熱 器												
連 続 ブ ロ ー 装 置												

(裏 面)

検査年月日	有 効 期 間	記 事	検査官	検査年月日	有 効 期 間	記 事	検査官
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		
年 月 日	自 年 月 至 年 月			年 月 日	自 年 月 至 年 月		

寸法：日本産業規格 A 4

(注) 紙質は上質紙

陸上幕僚長 殿

ボ イ ラ ー 維 持 管 理 年 報
(令和 年度分)
(施 定 第 2 号)

発 簡 番 号 第 . . . 号
発 簡 年 月 日
発 簡 者

駐 屯 地 等	ボイラー 型 式	ボイラー 刻印番号	(A) 使用時間 (h)	(B) 燃料使用量 (k ι)	(C) 蒸気使用量 (t)	(D) ボイラー 効 率 (%)	(E) 清 缶 剤 使用量 (kg)	(F) 蒸気当たり清 缶剤使用量 (1,000E)÷(c) (g/t)	(G) 年間平均 人 員 (人)	(H) 維 持 費	
										保守料関係	各所修繕関係
小 計											
小 計											
合 計										()	()

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 数字は、小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。
- 2 ボイラー効率は、次の式により算出する。カロリーは高位発熱量を用いる。

$$\text{ボイラー効率} = \frac{(\text{年間蒸気使用量 } t) \times \{(\text{使用蒸気のエントルピー } \text{kcal/kg}) - (\text{平均給水温度 } ^\circ\text{C})\}}{(\text{年間燃料使用量 } k\iota) \times (\text{使用燃料のカロリー } \text{kcal/kg})}$$
- 3 年間平均人員は、次の式により算出する。

$$\text{年間平均人員} = \frac{\text{当該年度12か月の月間所属人員の和}}{12}$$
- 4 維持費の保守料関係の欄には、ボイラーの保守等に使用した金額を記入し、方面総監部で一括契約した場合は、合計欄にその金額を外数で () 内に記入する。
- 5 維持費の各所修繕関係の欄には、ボイラー室内の修繕等に使用した金額を記入する。

陸上幕僚長 殿

ボイラー・圧力容器検査結果報告書
 （令和 年度分）
 （施定第3号）

発簡番号第 号
 発簡年月日 . . .
 発簡者

ボイラー圧力容器の区分		設置数		落成検査			性能検査			修繕（変更）検査			休止	備考
		当該年度当初	当該年度末	合格数	条件付合格数	不合格数	合格数	条件付合格数	不合格数	合格数	条件付合格数	不合格数		
ボイラー （小型ボイラーを除く。）	貫流ボイラー													
	炉筒煙管ボイラー													
	水管ボイラー													
	電気ボイラー													
	温水ボイラー													
	上記以外のボイラー													
第1種圧力容器（小型圧力容器を除く。）														
小型ボイラー														
小型圧力容器														

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 休止欄には、1年以上休止中のボイラー・圧力容器を対象とし、駐屯地等名、型式基数を記入する。
- 2 備考欄には、落成検査を実施した駐屯地等名、型式、基数及び各検査で不合格と判定したボイラー圧力容器の駐屯地等名、型式、基数を記入する。